

デイサービスほほえみ

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者に対して介護予防・日常生活総合支援事業（通所介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社ほほえみ倶楽部
- (2) 法人所在地 栃木県小山市乙女3-27-31
- (3) 電話番号 0285-41-2122
- (4) 代表者 松岡 美代子
- (5) 設立年月日 平成15年6月6日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 事業所の目的 要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 デイサービスほほえみ
- (4) 事業所の所在地 小山市乙女3丁目27-12
- (5) 電話番号 0285-41-5500
- (6) 事業所長（管理者） 松岡 正樹
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①要支援状態等の心身の状況を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業を提供する。
 - ③在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、高齢者サポートセンター地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成22年10月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 小山市
- (10) 営業日及び営業時間
 - ①営業日 月曜日から土曜日（日曜日、12月30日から1月3日は休業）
 - ②受付時間 8時30分から17時
 - ③サービス提供時間 9時00分から16時15分
- (11) 利用定員 一日10名

3 職員の配置状況及び職務内容

- 一 管理者兼生活相談員 1名
管理者は、事業所の従業員及管理及び業務の管理を行う
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申し込みに係る調整、利用者及び家族に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して介護予防・日常生活支援総合事業の計画の作成等を行う。

- 三 介護職員 1名以上
介護職員は、介護・その他の介護予防・日常生活支援事業の提供を行う。
- 四 看護職員（兼機能訓練指導員） 1名以上
看護職員は、看護・その他の介護予防・日常生活支援事業の提供を行う
- 五 機能訓練指導員（兼看護職員） 1名以上
機能訓練指導員は機能訓練指導・その他の介護予防日常生活支援事業の提供を行う。

4 職員の勤務体制

8時30分から17時

5 介護予防・日常生活支援事業の内容

介護予防・日常生活支援事業の内容は、在宅支援センター・指定居宅介護支援事業または地域包括支援センター・高齢者サポートセンター・利用者本人などの作成した介護予防サービス支援計画に基づき、介護予防・日常生活支援事業計画により、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 身体の介護に関すること
日常生活動作の過程により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動、移乗の介護
 - ウ、その他必要な身体の介護
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア、衣類着脱の介助
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ア、準備、後始末の介助
 - イ、食事摂取の介助
 - ウ、その他必要な食事の介護
- 四 生きがい創作活動に関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的な訓練及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるような各種サービスを提供する。
 - ア、レクリエーション
 - イ、グループワーク

ウ、行事的活動

エ、体操

オ、休養（養護）

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア、移動、移乗動作の介助

イ、送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア、日常生活動作訓練の相談、助言

イ、日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ、住宅改良に関する相談、助言

エ、その他必要な相談、助言

6 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は介護予防・日常生活支援事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、主治医の指示事項、及び利用当日の健康状態等を職員に説明し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 機能訓練等の利用に際しては特に留意すること。

7 事故発生時の対応方法の概要

①サービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医・利用者家族・居宅介護支援事業所・市町村への連絡を行うとともに、事業所長に連絡する。

②利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

8 緊急時における対応方法

通所介護事業者等は指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医等に連絡するとともに必要な措置を行う。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を行う。

9 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管

理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家屋からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

11 苦情処理体制等の概要

- ①利用者から直接、又は市町村を通じて受けた苦情には迅速かつ適切に対応する。
- ②利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

苦情処理窓口

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1) デイサービスほほえみ | 0 2 8 5 - 4 1 - 5 5 0 0 |
| 2) 小山市役所 高齢生きがい課 | 0 2 8 5 - 2 2 - 9 5 4 1 |
| 野木町健康福祉課高齢対策係 | 0 2 8 5 - 5 7 - 4 1 7 3 |
| 栃木市保健福祉部介護保険課 | 0 2 8 2 - 2 2 - 2 2 5 1 |
| 3) 栃木県国民健康保険団体連合会 | |
| 介護福祉課サービス担当 | 0 2 8 - 6 4 3 - 2 2 2 0 |

12 利用料金

(1) 通所型サービス

①基本料金（基本は6～8時間）

要介護度	利用時間	1割負担額	2割負担分
要支援1	3～4時間	1,670円	3,340円
1月につき	4～6時間	1,670円	3,340円
	6～8時間	1,670円	3,340円
要支援2	3～4時間	3,424円	6,848円
1月につき	4～6時間	3,424円	6,848円
	6～8時間	3,424円	6,848円

- | | | |
|----------------|-------|--------------------------|
| ②若年性認知症利用者受入加算 | 月243円 | <input type="checkbox"/> |
| ③生活機能向上グループ加算 | 月101円 | <input type="checkbox"/> |
| ④運動器機能向上加算 | 月228円 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤栄養改善加算 | 月152円 | <input type="checkbox"/> |

- ⑥口腔機能向上加算 月152円 □
- ⑥選択的サービス複数実施加算Ⅰ 月486円 □
- ⑦選択的サービス複数実施加算Ⅱ 月709円 □
- ⑧処遇改善加算Ⅰ 5.9% □

*②～⑦に関して2割負担の方は×2になります。

(2) 介護保険対象給付外サービス (一回の利用につき)

- ①食材料費 (食事の提供を受けた方) 600円
- ②当事業所内でのレクリエーション、クラブ活動に参加される方 100円
(紙、のり等の消耗品を用いた活動を行う場合に徴収)
- ③複写物の交付が必要な方 1枚につき 10円
- ④オムツを使用されている方で当事業所代が用意する物を使用される方
紙オムツ1枚 150円
尿取りパット1枚 50円

13 その他

- (1) 公共交通機関を利用した場合の料金等、当事業所外活動にかかる実費、および、イベント (誕生会等) 実費500円を徴収する。

14 第三者評価

実施状況なし